

## 第1回新潟県教科用図書選定審議会 記録

期日：令和7年4月1日（火）～18日（金）

会場：（書面会議）

記録：事務局

### 【開会】4月1日（火）

教科用図書選定審議会委員20名に、参加依頼を发出する。

### 【意思表示①】4月1日（火）～4月8日（火）

教科用図書選定審議会委員20名のうち、20名全員から意思表示①の書面が事務局に届いた。過半数（全員）の参加である。

#### 1 承認・議決事項について

（承認事項1）教科用図書選定審議会正副会長の選出

（議決事項1）「諮問事項の取扱い及び業務日程」について

（議決事項2）「教科用図書の採択に関する事項」について

（議決事項3）「一般図書研究資料作成のための基本方針及び研究の観点」について

#### 2 （承認事項1）教科用図書選定審議会正副会長の選出について

事務局案「会長を 委員に、副会長を 委員にお願いしたい」に対して、委員全員から、「原案のとおり承認」という意思表示があった。

→承認

#### 3 （議決事項1）「諮問事項の取扱い及び採択業務日程」について

事務局案「令和7年度教科用図書採択業務日程」に対して、委員全員から「意見なし」という意思表示があった。

#### 4 （議決事項2）「教科用図書の採択に関する事項」について

事務局案「教科用図書の採択に関する事項について」に対して、委員全員から以下の意見があった。

・1(1)エ③文末に「こと」を付け、他の項目と合わせるとよい。（委員）  
→（事務局）「～に定めること。」に修正する。

・1(1)エ④について、「必ず首位の」を「審議のうえで首位の」として、調査員の資料をそのまま決定することを避けることを明確にした方がよいのではないか。（委員）

→（事務局）参考資料として送付した文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」では、採択権者の責任が不明確にならないようにするため留意事項を示しており、「必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとする」としている。したがって、

修正なしとする。

5 (議決事項3) 「一般図書研究資料作成のための基本方針及び研究の観点」について

事務局案『「令和8年度使用学校教育法附則第9条の規定による一般図書(特別支援学校・学級用)研究資料」作成のための基本方針及び観点(案)』に対して、委員から以下の意見があった。

- ・2の2行目について、文章が「研究資料の作成の当たっては」で始まっており、「自ら」が調査員を指すという誤解を避けるため、「容易にし、自ら判断」を「容易にし判断」としてはどうか。(委員)  
→(事務局)「研究資料の作成に当たっては、…採択関係者の比較検討を容易にし、自ら判断を下す際の有力な参考資料となるよう配慮する。」に修正する。
- ・5(2)について、高低・内容の示し方を明確にするため、【A】、【B】、【C】の前に、「理解度の低い順に」あるいは「難易度の高い順に」などと示した方がよいのではないか。(委員)  
→(事務局)例年、「学校教育法附則第9条の規定による一般図書(特別支援学校・学級用)研究資料」に記載しているのと同様に、次の文言を5(2)の説明の下に付加し、高低・内容の示し方を明確にする。

【A】：物事への興味や関心が出始め、簡単な弁別が可能な段階  
【B】：文字の読み書きに興味を示し始め、物事の簡単な因果関係が分かる段階  
【C】：簡単な読み書きは可能であるが、文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書では学習が困難な段階

【意思表示②】 4月11日(金)～4月18日(金)

教科用図書選定審議会委員20名のうち、20名全員から意思表示②の書面が事務局に届いた。過半数(全員)の参加である。

1 議決事項について

- (議決事項1) 「諮問事項の取扱い及び採択業務日程」について
- (議決事項2) 「教科用図書の採択に関する事項」について
- (議決事項3) 「一般図書研究資料作成のための基本方針及び研究の観点」について
- (議決事項4) 「第1次答申」について

2 (議決事項1) 「諮問事項の取扱い及び採択業務日程」について  
委員全員が、「事務局案のとおり承認」という意思表示であった。

3 (議決事項2) 「教科用図書の採択に関する事項」について  
委員全員が、「事務局案のとおり承認」という意思表示であった。

- 4 (議決事項3) 「一般図書研究資料作成のための基本方針及び研究の観点」について  
委員全員が、「事務局案のとおり承認」という意思表示であった。
- 5 (議決事項4) 「第1次答申」について  
委員全員が、「事務局案のとおり承認」という意思表示であった。

【答申】 4月18日(金)

会長が、第1次答申に署名した。

会長が、新潟県教育委員会教育長に対し第1次答申を行い、受理された。

【閉会】 4月18日(金)

第1回新潟県教科用図書選定審議会(書面会議)の閉会を宣言した。

## 第2回新潟県教科用図書選定審議会 記録

期日：令和7年5月14日（水）～6月2日（月）

会場：（書面会議）

記録：事務局

### 【開会】5月14日（水）

教科用図書選定審議会委員20名に、参加依頼を発出する。

### 【意思表示①】5月15日（木）～5月21日（水）

教科用図書選定審議会委員20名のうち、20名全員から意思表示①の書面が事務局に届いた。過半数（全員）の参加である。

#### 1 承認・議決事項について

（承認事項1）第1回審議会記録、第1回審議会後の流れについて

（議事事項1）市町村教育委員会等が教科用図書採択する際の資料となる「研究資料」（案）について

（議事事項2）「第2次答申（案）」について

#### 2 （承認事項1）第1回審議会記録、第1回審議会後の流れについて

事務局からの「第1回審議会記録」、「第1回審議会後の流れについて」の説明に対して、委員全員から「質問等なし」という意思表示があった。

→承認

ただし、「教科書展示会の案内」に関して以下の意見があった。

・終わっている展示会場もあるため、次年度以降、案内の公表、広報日程の検討が必要。（委員）

→（事務局）今年度の教科書展示会は、早い開始日が6月2日からの開催であるため、案内や広報の日程については問題ないと考えます。一般図書の移動展示会については、県立学校へは県教育委員会から、市町村立学校へは市町村教育委員会をとおして、例年、開催前に通知している。ただし、御意見を受け、次年度以降、一般図書の移動展示会の周知がより図られるよう、計画していく。

#### 3 （議事事項1）市町村教育委員会等が教科用図書採択する際の資料となる「研究資料」について

事務局からの「市町村教育委員会等が教科用図書採択する際の資料となる『研究資料（案）』」に対して、以下の質疑及び意見があった。

＜「研究資料（案）」の図書の並びに関して＞

・研究資料の中の種目別図書の並び順は何に拠っているのでしょうか。（委員）

- ・研究資料の中の種目別図書の並び順が無作為に思える。利便性を考えると、著者や書名の五十音順などでの整理が望まれる。（ 委員）
- （事務局）資料の並び順は、審査した順番に拠って記載されている。五十音順等の整理については、審査に当たる専門調査員にも意見を求め、次年度検討していく。

<「研究資料（案）」の図書リストについて>

- ・一般図書の本が4年前からほぼ変わっていません。今後、本が大きく変わることはあるのでしょうか。子どもにとっては小中9年間毎年採択があるので、途中で変わると選択の幅が広がると思いました。（ 委員）
- （事務局）本県における研究資料の掲載冊は262冊と、選定の幅としては一定の充実が図られていると認識している。また、学習指導要領に基づき作成された文部科学省著作教科書の活用を推奨しており、選択肢を精選し、活用の質を高めることが必要と考える。

<「研究資料（案）」の記述に関して>

- ・「歯磨き」に関する身辺処理に関する資料が〔生活・理科〕に含まれているもの（理021、理027）と、〔生活・家庭〕に含まれているもの（家001）がありますが、内容的にそれぞれの種目で区別すべきものでしょうか。理021と理027の資料の説明が身辺処理や歯磨きに特化されているので、理科区分よりも家庭科のように感じました。（ 委員）
- （事務局）指摘のとおり、理021、理027の図書を家050、051とし、「研究資料一覧表（案）」及び「研究資料（案）」を修正する。

- ・理解度を示す【A】【B】【C】について、〔国語〕の多くの資料が【A】【B】または【B】【C】と2段階併記になっているところ、【C】のみの資料が3点あります。このうち、001と028は小学校で使用される教科書に替わり使用できる資料という意味で【C】のみであることが理解できませんが、021は、その他の読み物資料（絵本）等と並べた時にあえて【B】【C】併記にならない理由があるのか、疑問に感じました。037なども【B】【C】併記となっていますが、そうならないのは、やはり内容が難しいからということでしょうか。（ 委員）
- （事務局）〔国語〕021は、登場人物が対話をする形で進んでいく話であるため、専門調査員会では内容の難しさがあると捉え、理解度の目安を【C】のみとした。

- ・国008は【BC】であるのに、1段階・2段階の記述がされていて、3段階の記述がない。（ 委員）
- ・国012・026は【BC】であるのに1段階の記述がある。（ 委員）
- ・国035・036・050は【A】であるのに2段階の記述がある。（ 委員）
- ・国044は一覧表に【A】があるが、資料は【A】も1段階もない。（ 委員）
- ・国054～065は「○3段階」の表記がない。（ 委員）
- ・社014は【ABC】であるのに3段階の記述がない。（ 委員）
- ・社042～044は〔生活〕の記述がない。（ 委員）
- ・算009・010は【AB】であるのに1段階の記述がない。（ 委員）
- ・算011・014は【B】であるのに3段階の記述がある。（ 委員）
- ・算013・017は【C】であるのに2段階の記述がある。（ 委員）
- ・算015・026は【BC】であるのに2段階の記述がない。（ 委員）

- ・算032は【A】であるのに2段階の記述がある。（ 委員）
  - ・理002・006・007・020は【BC】であるが2段階の記述がない。（ 委員）
  - ・理008は【B】であるのに3段階の記述がある。（ 委員）
  - ・理015は【B】であるのに3段階の記述のみである。（ 委員）
  - ・理018・026は【A】であるのに2段階の記述がある。（ 委員）
  - ・理019・027は【AB】であるが2・3段階の記述になっている。（ 委員）
  - ・理021は【B】であるのに1段階の記述がある。（ 委員）
  - ・理020は【C】であるのに2段階の記述がある。（ 委員）
  - ・図004は【A】であるのに2段階のみが記述されている。（ 委員）
  - ・図005・009・020は【AB】であるのに1段階の記述がない。（ 委員）
  - ・図006・007・008は【B】であるのに3段階のみが記述されている。（ 委員）
  - ・図010は【AB】であるのに2・3段階の記述になっている。（ 委員）
  - ・図012・015・016・021・022・025・026・031・036・037・042は【BC】であるのに2段階の記述がない。（ 委員）
  - ・図027は【B】であるのに3段階の記述がある。（ 委員）
  - ・図034は〔図画工作〕3段階の記述がない。（ 委員）
  - ・家009は【AB】であるのに2段階の記述がない。（ 委員）
  - ・家048・049は〔生活〕2・3段階の記述がない。（ 委員）
- （事務局）「指導内容との関連」にある1～3段階は、学習指導要領における指導内容との関連を示したものであり、一般図書に対する児童生徒の理解度の目安【A】【B】【C】とは、対応するものではない。したがって修正なしとする。なお、御指摘を受け、「指導内容との関連」に係る文言については、次年度、専門調査員と検討する。

<「研究資料（案）」、「研究資料一覧表（案）」の表記に関して>

- ・国 008、理 013、理 026の図書名が、「資料（案）」と「一覧表（案）」にスペースを入れている表記と入っていない表記の両方が見られる。実際の書名の表記に合わせて、統一したほうが良いのではないかと考えます。（ 委員）
- （事務局）実際の図書名の表記に合わせて、「研究資料一覧表（案）」を修正する。
- ・国 048、家 043の著者名が漢字表記になっているのですが、他の資料の図書名や著者名はそのまま、書籍に記載されたとおりとしているので、ひらがなで表記すべきと考えます。（ 委員）
- （事務局）実際の図書名の表記に合わせて、ひらがな表記に修正する。
- ・「研究資料一覧（案）」家 012の図書名だけ、副題の前に「-（ハイフン）」が入っています。「研究資料（案）」の図書名は副題の前に「-」はなく、一字スペースが空いているだけなので、表記を統一したほうが良いのではないかと思います。（ 委員）
- （事務局）実際の図書名の表記に合わせて、「研究資料一覧（案）」を修正する。

- 4 (議決事項2) 「第2次答申(案)」について  
事務局からの「第2次答申(案)」に対して、委員全員から「意見なし」という意思表示があった。

**【意思表示②】** 5月27日(火)～6月2日(月)

教科用図書選定審議会委員20名のうち、20名全員から意思表示②(議決)の書面が事務局に届いた。過半数(全員)の参加である。

- 1 議決事項について  
(議決事項1) 「市町村立教育委員会等が教科用図書を採択する際の資料となる『研究資料』」について  
(議決事項2) 「第2次答申」について
- 2 (議決事項1) 「市町村立教育委員会等が教科用図書を採択する際の資料となる『研究資料』」について  
委員全員が、「事務局案のとおり承認」という意思表示であった。
- 3 (議決事項2) 「第2次答申」について  
委員全員が、「事務局案のとおり承認」という意思表示であった。

**【答申】** 6月2日(月)

会長が、第2次答申に署名した。

会長が、新潟県教育委員会教育長に対し第2次答申を行い、受理された。

**【閉会】** 6月2日(月)

第2回新潟県教科用図書選定審議会(書面会議)の閉会を宣言した。

### 第3回新潟県教科用図書選定審議会 記録

期日：令和7年6月24日（火）～7月11日（金）

会場：（書面会議）

記録：事務局

#### 【開会】6月24日（火）

教科用図書選定審議会委員20名に、参加依頼を发出する。

#### 【意思表示①】6月24日（火）～7月2日（水）

教科用図書選定審議会委員20名のうち、20名全員から意思表示①の書面が事務局に届いた。過半数（全員）の参加である。

#### 1 承認・議事事項について

（承認事項1）第2回審議会記録、第2回審議会後の流れについて

（議事事項1）県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について

（議事事項2）第3次答申について

#### 2 （承認事項1）第2回審議会記録、第2回審議会後の流れについて

事務局からの「第2回審議会記録」、「第2回審議会後の流れについて」の説明に対して、委員全員から「質問等なし」という意思表示があった。

→承認

ただし、「一般図書」という表記に関して、以下の質疑があった。

- ・学校教育法附則第9条には「第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書」とあるが、これを「一般図書」と表記する根拠があれば教えていただきたい。（委員）

→（事務局）教科用図書以外の教科用図書を「一般図書」と表記することに関しては、文部科学省や各教育委員会、各学校が内部的に使っている分類上の用法であり、明確に法律で定義された言葉ではない。しかしながら、文部科学省の公的文書（第1回審議会資料として送付した「令和8年度使用教科書の採択事務処理について」（通知）など）では「一般図書」という表記がされていることから、本県においても「一般図書」として表記している。

#### 3 （議事事項1）県立特別支援学校の教科用図書の採択について

令和8年度使用新潟県立特別支援学校教科書採択候補一覧(案)について

① 事務局からの「県立特別支援学校の教科用図書採択について」に対して、以下の質疑及び意見があった。

- ・要項P9 県立特別支援学校の教科用図書採択について

2 教科用図書の採択手順②の「☆☆☆→☆」の表記の仕方だが、「小学部」、「中学部」という言葉があるとわかりやすいため、「☆本においては、小学部は☆☆☆→☆、中学部は☆☆☆☆～☆☆☆☆ および小学部用」としては、どうか。（ 委員）

→（事務局）御意見を受け、また表記を揃えるため、該当箇所を「小学部は☆☆☆→☆、中学部は☆☆☆☆→☆☆☆☆ および小学部用」に修正する。なお、修正箇所は今回の事務局案には掲載しない資料のため、次年度の資料に反映させる。

- ・要項 P17 の令和 6 年度採択済み中学部教科書について、よつば学園、長岡聾学校の他に、はまなす特別支援学校でも、視覚障害者用、聴覚障害者用の教科書を採択していることがわかります。しかし、要項 P10 の「特別支援学校で使用する文部科学省著作権教科書…の概要」の説明では、はまなす特別支援学校でこれらが必要な状況についての説明はありません。はまなす特別支援学校に視覚障害や聴覚障害に該当する生徒の在籍があれば、P19 の国語の一般図書について、よつば学園と同じように点字本を採択しなくてもよいのか、少し疑問に感じました。該当生徒がすでに卒業しているなどの状況なのでしょうか。（ 委員）

→（事務局）中学部教科書は採択したものを 4 年間継続して使用するため、はまなす特別支援学校では、教科用図書使用期間中に視覚障害や聴覚障害に該当生徒が在籍する可能性を鑑み、令和 6 年度は点字版教科書を採択した。現在のところ、はまなす特別支援学校では、令和 8 年度の在籍予定がないため、令和 8 年度使用の一般図書の点字本は採択していない。

② 事務局からの「令和 8 年度使用新潟県立特別支援学校教科用図書採択候補一覧表（案）」に対して、以下の質疑及び意見があった。

- ・要項 P15 令和 8 年度用文部科学省が著作名義を有する教科用図書について、表の上に「特別支援学校小学部知的障害者用」とあるが、「特別支援学校『中』学部知的障害者用」ではないでしょうか。（ 委員）

→（事務局）該当箇所（要項 P15）を「特別支援学校中学部知的障害者用」に修正する。

4 （議事事項 2）「第 3 次答申（案）」について

事務局からの「第 3 次答申（案）」に対して、委員全員から「意見なし」という意思表示があった。ただし、「第 3 次答申（案）」に関連した要項の表記に関して、以下の指摘があった。

- ・第 3 次答申（案）には意見はありませんが、要項 P3 の「4 事務局からの説明」に「別表は『令和 8 年度使用新潟県立特別支援学校教科書採択一覧表（案）』」とあるが、「令和 8 年度使用新潟県立特別支援学校教科書採択候補一覧（案）」の間違いかと思えます。（ 委員）

→（事務局）御意見を受け、該当箇所（要項 P3）を「令和 8 年度使用新潟県立特別支援学校教科書採択候補一覧（案）」に修正する。なお、修正箇所は今回の事務局案には掲載しない資料のため、次年度の資料に反映させる。

**【意思表示②】** 7月5日（土）～7月11日（金）

教科用図書選定審議会委員 20 名のうち、20 名全員から意思表示②（議決）の書面が事務局に届いた。過半数（全員）の参加である。

1 議決事項について

- （議決事項 1） 県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について
- （議決事項 2） 第 3 次答申について

- 2 （議決事項 1） 「県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択」について  
委員全員が、「事務局案のとおり承認」という意思表示であった。

- 3 （議決事項 2） 「第 3 次答申」について  
委員全員が、「事務局案のとおり承認」という意思表示であった。

**【答申】** 7月11日（金）

会長が、第 3 次答申に署名した。

会長が、新潟県教育委員会教育長に対し第 3 次答申を行い、受理された。

**【閉会】** 7月11日（金）

第 3 回新潟県教科用図書選定審議会（書面会議）の閉会を宣言した。